

報道機関各位

住民監査請求の結果について（棄却）

令和 8 年 6 月 2 3 日に提出された北九州市職員措置請求（住民監査請求）について監査を行ったのでお知らせします。

1 監査の実施経過等

- ・措置請求書の受理 令和 8 年 7 月 1 6 日
- ・請求人及び関係職員の陳述 7 月 2 9 日
- ・請求人宛て監査結果を通知 8 月 2 1 日

2 請求の要旨

令和 5 年度に市が小倉城等の指定管理者に委託した「小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託」に関し、①備品等整備に臨時交付金を充当したことの適否、②特命随意契約の合理性と価格の妥当性、③取得物品の納品・使用状況等について、市は必要な確認及び措置を怠っている。また、④取得物品の現在の財産管理や使用料徴収について、市は財産管理上の必要な確認及び措置を怠っている。

以上の市の予算執行、契約事務、財産管理の適法性及び適正性について監査を求め、違法又は不当な事実が確認された場合は、委託料の返還請求及び取得物品の適正な管理等、必要な是正措置を講ずることを求める。

3 監査の結果

請求人の主張には理由がないものと判断し、本件措置請求については、これを棄却する。

4 監査委員の意見

- ・本件業務委託で取得した備品の管理及び検査は適切に行われていたとはいえない。
- ・指定管理施設における物品管理については、市と指定管理者それぞれの物品の所有権を明確に定めておくことが重要であることから、今回の備品登録上の齟齬を早急に是正するとともに、今後疑義が生じないように、備品管理における適正な事務処理を徹底されたい。

※監査結果は市ホームページに掲載する。

(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kansa/file_0012.html)

【参考】住民訴訟について（地方自治法第 2 4 2 条の 2）

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から 3 0 日以内

担 当：行政委員会事務局監査第一課
【課長】本島、【係長】大村
電 話：093-582-3091

主な請求内容に対する棄却等の理由

主な請求内容	棄却等の理由
① <u>令和５年度の「小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託」</u>に関し、<u>臨時交付金を充当</u>した本件業務委託により取得した庁内備品等を自主事業に供用しながら、その使用条件の整理、必要な徴収及び財産管理措置を怠っていること（供用条件、費用負担及び交付目的との整合性の確認を欠いていること。）。 ② 本件業務委託に関し、厨房設備等の購入業者との関係、価格妥当性及び利益相反管理の確認を怠っていること（<u>特命随意契約</u>において、価格妥当性及び利益相反管理の確認を欠いていること。）。 ③ 本件業務委託に関し、家具（テーブル・椅子等）及び衣装約３０着その他の物品に係る納品、<u>所在及び使用状況</u>の確認を怠っていること。（備品登録リストに計上されていない物品が契約どおり納品されていない場合は、委託料の返還請求等の措置を検討すべきである。）	【結論】 当該財務会計行為のあった日から<u>１年を経過しているため、監査の対象としない。</u> 【理由】 （１）地方自治法第２４２条第２項の規定 住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、これを行うことができない。 （２）請求期間制限について ①～③については、怠る事実として主張しているが、いずれも令和５年度の業務委託に起因するものである。 本請求は、令和５年度の当該財務会計上の行為について違法又は不当を判断する必要があるため、地方自治法第２４２条第２項の期間制限が及ぶものと解される。したがって、これら当該財務会計行為上の行為のあった日又は終わった日から１年を経過している。 （３）正当な理由について また、請求人は当該財務会計行為については令和８年２月以降に開示された情報により、初めて具体的に把握できたと主張している。 令和５年９月補正予算資料、令和６年１月の報道発表資料において「小倉城ナイトタイムキャンペーン事業」について事業概要や実施期間が公表されており、相当な注意力を持って調査すれば、当該財務会計行為の内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたものと解される。したがって、請求人が主張する「正当な理由」は、地方自治法第２４２条第２項ただし書きの「正当な理由」には該当しないと判断する。

主な請求内容	棄却等の理由
④ 本件業務委託の取得物品について、<u>現在の財産管理、必要な徴収及び損害回復措置</u>を怠っていること。	【結論と理由】 (1) <u>現在の取得物品の財産管理を怠っているとする主張については、監査の結果、備品登録に不十分な点があったものの、物品の損失等はなく、市に損害が発生しているとまでは認められなかった。</u>そのため、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件措置要求については、これを<u>棄却する</u>。 (2) <u>取得物品の使用料徴収を怠っているとする主張については、請求人は、対価徴収の要否そのものの監査を求め、その結果違法又は不当な事実が確認された場合に損害発生のおそれがあるとしている。</u> 最高裁判所判決では「住民監査請求の対象が特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識できる程度に揭示する必要がある、その程度に具体的に適示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法となる」と判示されている。 本請求は、<u>具体的な使用料を徴収すべき根拠や損害額を適示していないため、監査の対象としない。</u>